



新型コロナウイルス感染症関連情報 (5月18日現在)

～子育て世帯やひとり親家庭などの皆さんへ～

臨時特別給付金を支給します

■ 児童手当受給世帯の方はこちら

問合せ 子育て支援課 ☎89-2946

給付額

対象児童ひとりにつき2万円
(市独自給付分1万円+国給付分1万円)

対象

令和2年4月分の児童手当受給者
※令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童
(平成16年4月2日～17年4月1日生)を含む
※特例給付の受給者(所得制限超の方)は対象外

申し込み

不要 (該当となる方へ個別にお知らせを発送予定)
※公務員の方は別途申請が必要です。勤務先から案内があるので、確認してください。

支給方法

児童手当の受給口座へ6月下旬に振り込み予定
※公務員の方は7月以降に振り込み予定
※解約などで口座が使用できない方は届出が必要です。

■ 児童扶養手当受給世帯の方はこちら

問合せ 子育て支援課 ☎89-2947

給付額

対象児童ひとりにつき1万円
(市独自給付)

対象

4月30日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する方(4月中に喪失した人は含みません)
①令和2年4月分の児童扶養手当を受けた父または母
②4月中に児童扶養手当を申請し認定を受けた方

申し込み

対象者に後日送付する申請書に必要事項を記入し、子育て支援課または地域局市民福祉課へ8月31日(月)までに提出
※9月に入ってから申請受付はできません。

支給方法

児童扶養手当の受給口座へ6月下旬に振り込み予定
※申請日によっては、翌月以降

臨時特別給付金の詳細は市ホームページをご覧ください、お問い合わせください

小中学生の子どもを持つ保護者の方へ
小中学校の就学援助の
追加認定を行います

新型コロナウイルス感染症の影響で保護者の収入が減少し、経済的な理由により小中学校の教育費の負担が困難なご家庭へ援助を行います。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 要保護および準要保護認定世帯以外で次のすべてに該当する世帯

●保護者の令和2年の収入が令和元年の収入より30%以上減少している

●令和2年1月から申請月の前月までの収入を12カ月分に算定した額から計算した所得金額が準要保護認定基準に該当

提出書類

●就学援助申請書

●就学援助申請に関する申立書

●給与明細など収入が減少したことが分かる書類の写し

●令和2年1月1日現在、他市町村に住所があった保護者がいる場合は、令和元年分の収入が分かる書類

問合せ 学校教育課

☎73・5281